

## コンプライアンス遵守体制規則

### (目的)

第1条 定款第47条第1項に基づき一般社団法人防衛施設強靱化推進協会（以下「本会」という。）に設置されるコンプライアンス部が、定款第47条第2項に基づき行うコンプライアンスの遵守体制については、この規則に定めるところによる。

### (コンプライアンス部の体制)

- 第2条 コンプライアンス部は、コンプライアンス部長（以下「部長」という。）及び部職員から構成され、この構成員は、理事会の決議によって選任される。
- 2 部長は、定款第21条4項に定める業務執行理事でない専務理事又は常務理事から選任する。
  - 3 部長は、弁護士法第8条に定める弁護士名簿に登録された者から選任する。
  - 4 部長は、コンプライアンス部の事務を掌理し、部職員を指揮監督する。
  - 5 部職員は、会長、理事、監事その他本会の事務局職員と兼任してはならない。

### (コンプライアンス部の任務)

- 第3条 コンプライアンス部は、会員の行動規範を作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 コンプライアンス部は、会員に対して刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその他の関係法令等に関するコンプライアンス研修、並びに防衛省が発注する建設工事に係る情報保全研修を実施する。研修にあたっては、必要に応じ、防衛省等に対して講師の派遣を要請する。なお、本会役職員及び会員以外の者に講師を要請するときは、別に定める旅費規則に基づき、本会が旅費を支弁する。
  - 3 コンプライアンス部は、前項の研修の受講候補者名簿を作成、整理し、会長に提出するものとする。会長は、受講候補者名簿を精査し、受講が必要と判断される理事、監事、委員会委員及び事務局職員に対して受講の要請をすることができる。
  - 4 部長又は部長が指定する者は、定款第45条に定める委員会、本部会議等（以下「会議等」という。）に陪席するなどして、本会の活動内容の適法性等を事前及び事後の双方の観点で確認する。特に定款第4条各号に定める事業に関して防衛省又は会員企業との間で意見交換等を行おうとする場合、その実施にあたっては定款第46条に定める事務局が実施内容をコンプライアンス部に事前に報告するものとし、部長は、当該活動について、必要に応じて質問し、条件等を付し、又は中止させることができるものとする。
  - 5 コンプライアンス部は、本会の内部通報窓口を設置し、その運用を行うこととする。内部通報に関する運用規程は別に定める。

- 6 部長は、必要に応じて内部監査を実施することができる。内部監査の実施にあたっては、事後監査にとどまらず事業遂行中に会議等に臨席するなどの方法による「同時ウォークスルー監査」などの手法も選択できるものとする。
- 7 コンプライアンス部は、本会の活動において法令、定款若しくは行動規範違反の疑いがあると認めるとき、又はこれらの情報に係る通報を受けたときは、調査する。
- 8 コンプライアンス部は、前項の調査が必要なとき、理事、委員会委員及び事務局職員に対して資料提供の要求、聴取等の調査を行うことができる。また、会員の構成員に対し、資料提供を要求し、聴取等への協力を求めることができ、会員はこれに協力しなければならない。
- 9 コンプライアンス部は、内部監査及び調査の結果を、会長に報告する。また、調査の結果、法令、定款または行動規範に違反する事象が認められたときは、再発防止策及び違反者の処分案を作成し、会長に報告する。

(本会役職員及び会員の義務)

- 第4条 理事、監事、委員会委員及び事務局職員は、コンプライアンス部が実施する研修を可能な限り受講しなければならない。会長から受講の要請があった場合は、特段の理由がない限り、これを受講しなければならない。
- 2 各委員会の委員長は、活動を行ったときは、適宜、活動内容をコンプライアンス部に通知しなければならない。
- 3 会員は、本会の活動において法令、定款、または行動規範違反の疑いがあると認めるときは、会長に通報しなければならない。
- 4 コンプライアンス部が理事、委員会委員、事務局職員又は会員の構成員に対して聴取等の調査を行うとき、これらの者は、調査に協力しなければならない。

附則

この規則は、2024年9月5日から施行する。(2024年9月4日理事会議決)